

財形年金預金 商品説明書

平成23年4月1日現在

商品名	財形年金預金
ご利用いただける方	個人のお客さま（満55歳未満のお勤めの方） お1人1契約で、1金融機関に限ります。
期間	・勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間に渡って預入する1口ごとの期日指定定期預金とします。 ・預入日（継続をしたときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
預入 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引きして預入します。 一口1,000円以上 1,000円単位
払戻方法	・支払開始日は、最終預入日の6ヵ月後の応当日から5年後の応当日の間の任意の日とし、支払開始日の3ヵ月前の応当日を「年金元金計算日」とします。 ・年金元金計算日に次により分割し、満60歳に達した日以降を支払い開始日とし、支払開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって年金として支払います。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法	預入日ごとの預金が期日指定定期預金の場合。 預入金額ごとにその預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数について、預入日（継続したときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法を適用します。 1年以上2年未満 当行所定の「2年未満」の利率 2年以上 当行所定の「2年以上」の利率 （金利については店頭へお問い合わせください） 満期日以後に一括して払い戻します。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割による計算で1年毎の複利計算とします。
税金	・年金支払以外の理由でのお引き出しの場合は、5年間さかのぼって分離課税（国税15%、地方税5%）となります。 ・非課税限度額を超える場合は、元本全額の利子について分離課税（国税15%、地方税5%）となります。
手数料	なし
付加できる特約事項	財形住宅預金と合わせて元本550万円（元加利息含む）までの利子が非課税となります。
中途解約時の取扱い	当行がやむをえないものと認めて満期前にこの預金を解約する場合、その利息は次の通り計算し、この預金とともに支払います。 1. 預入日ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日ま

	<p>での日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 1 年複利の方法により計算します。</p> <table> <tr> <td>6 ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6 ヶ月以上 1 年未満</td> <td>2 年以上利率 × 20%</td> </tr> <tr> <td>1 年以上 1 年 6 ヶ月未満</td> <td>2 年以上利率 × 30%</td> </tr> <tr> <td>1 年 6 ヶ月以上 2 年未満</td> <td>2 年以上利率 × 40%</td> </tr> <tr> <td>2 年以上 2 年 6 ヶ月未満</td> <td>2 年以上利率 × 50%</td> </tr> <tr> <td>2 年 6 ヶ月以上 3 年未満</td> <td>2 年以上利率 × 60%</td> </tr> </table> <p>2. 預入金額ごとの預金がスーパー定期預金の場合</p> <p>預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算します。</p> <table> <tr> <td>6 ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6 ヶ月以上 1 年未満</td> <td>預入日における当行所定の利率 × 50%</td> </tr> </table>	6 ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	6 ヶ月以上 1 年未満	2 年以上利率 × 20%	1 年以上 1 年 6 ヶ月未満	2 年以上利率 × 30%	1 年 6 ヶ月以上 2 年未満	2 年以上利率 × 40%	2 年以上 2 年 6 ヶ月未満	2 年以上利率 × 50%	2 年 6 ヶ月以上 3 年未満	2 年以上利率 × 60%	6 ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	6 ヶ月以上 1 年未満	預入日における当行所定の利率 × 50%
6 ヶ月未満	解約日における普通預金の利率																
6 ヶ月以上 1 年未満	2 年以上利率 × 20%																
1 年以上 1 年 6 ヶ月未満	2 年以上利率 × 30%																
1 年 6 ヶ月以上 2 年未満	2 年以上利率 × 40%																
2 年以上 2 年 6 ヶ月未満	2 年以上利率 × 50%																
2 年 6 ヶ月以上 3 年未満	2 年以上利率 × 60%																
6 ヶ月未満	解約日における普通預金の利率																
6 ヶ月以上 1 年未満	預入日における当行所定の利率 × 50%																
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイホーム資金、教育資金の融資制度があります。</li> <li>・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</li> </ul>																
預金保険	<p>預金保険の対象となります。</p> <p>（1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。）</p>																

当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772